熱、呼吸ひつ迫、意識混濁の状 態が続くなどの症状からみて、炎 症が全身へ波及し、敗血症を来 たした可能性が高いものと考えら れる とそれを妥当な判断として、 「被災者の胸隋捐傷と被災者 の死亡との間には、相当因果関 係があると認められるというべき である」と結論づけた。

そして2013年2月4日、労働保 険審査会において取り消しとの 裁決が行われた。

◆併発疾病認定の難しさ

福岡県脊髄損傷者連合会の 織田晋平さんによると、木村亙さ んのようなケースは非常に珍しい ことではなく、しばしばあるという。

亙さんの事例でもわかるよう に、脊髄損傷の被災者は全身や 下半身麻痺の障害に加えて、治 療の過程や年を経るにつれて、 様々な併発疾病を伴っていくこと がわかる。しかし、障害を負って から経過が長いために、その間 に併発した疾病について、それ ぞれ補償の請求を行わなければ ならないのをよくわからずに怠っ てしまうことがある。また、厚生労 働省に併発疾病と認められてい るものだけでも25疾病あり、発症 経過や他の病気との関係も絡ん で、非常に複雑な判断が必要で あるために、不支給となる事例も あるということだ。

全国脊髓損傷者連合会(全 脊連) 九州ブロック連絡会議が 作成した労災遺族年金申請につ いての事例表がある。死亡病名 は心筋梗塞、脳出血、肺がん、敗 血症、腎不全、間質性肺炎、胃が ん、多臓器不全、肝臓がんなど 様々であるが、同じように思える 心不全や心筋梗塞といった病名 でも、支給と不支給が半々くらい である。もちろん、脊髄損傷と無 関係な病気で亡くなる場合もある が、脊髄損傷患者の長期にわた る病歴を考えると、一見、無関係 に思われるような病名であっても、 ただちに関係ないと考えることは できない。そういった場合でも、労 働基準監督署の窓口で、死亡の 病名を見ただけで関係ないと言 われて請求をあきらめてしまう遺 族も多く、請求行為を行わなかっ た場合もあると言う。

例えば、肺炎で死亡した方の 遺族年金がやはり不支給になっ た事例が織田さんからの資料で 紹介されている。肺炎は併発す る25疾病にあがっている病名で ある。この方もやはり褥瘡を大小 5か所併発しており、褥瘡から菌 も出ていた。肺炎で集中治療室 に入った後、MRSA菌が出たた め、無菌室で治療したが最終的 に肺炎で亡くなった。明らかに MRSAによる肺炎と考えられる が、監督署、労働保険審査官の 段階ではだめだった。織田さん がMRSAに感染するに至る治療 経過やせき指との関係性を整理 して意見を申し立てるようにアド バイスし、再審査請求で不支給 処分が取り消しとなっている。

このような事例を、織田さんは いくつも経験しているという。

しかし、実際に不支給処分を 受けた場合、とても患者や遺族だ けでは決定を翻させるのは難し く、全脊連の織田さんのような方 や労災職業病センターのサポー トが必要だろう。

織田さんは、病歴が長くなると カルテが病院に残っていない場 合もあるので、カルテを保存してお くことや、普段から全ての病歴を 記録しておくことを勧めている。

全国でどのくらいの方がこのよ うな杜撰な不支給処分に苦しん でいるかは分からないが、木村さ んのケースはまれなケースではな いようだ。脊髄損傷者のこのよう な問題も、今後取り組んで いかなければならない。

(関西労働者安全センター)

山陽断熱に損害賠償命令

岡山●クラレの責任は認めず、時効も争点

断熱工事会社「山陽断熱 |で 働き、石綿肺や石綿肺がんを発 症した元従業員とその遺族が、 山陽断熱とクラレを相手に損害 賠償を求めた訴訟の判決が、4

月16日に岡山地裁で言い渡たさ れた。

提訴は2009年1月。 クラレの各 工場(岡山・倉敷・玉島・西条)に おいて熱絶縁作業に従事した株

各地の便り

式会社山陽断熱の元従業員と 遺族の4家族が、工事を発注した クラレと山陽断熱に対し、損害賠 償を求める訴えを岡山地裁に起 こした。その後、さらに被害者が 増え、元従業員と遺族の2家族が 原告に加わり、雇用主である山 陽断熱と工事を発注したクラレの 責任が争われてきた。

ひょうご労働安全衛生センターと山陽断熱の元従業員との関わりは、石綿救済法が制定された2006年からである。山陽断熱に18年間勤め、1992年に肺線維症で亡くなられた中川さんが新法の特別遺族年金を申請したのだが、不支給となったことがきっかけで当センターに相談が寄せられたのである。

同僚の健康被害を調査したところ、石綿による疾病で労災認定された藤村さんと宮嶋さんの存在が明らかになり、同僚証言等を資料提出することにより、中川さんの審査請求は、「石綿肺管理区分4相当である」として不支給処分が取り消されたのである。こうした中で、労災申請、石綿手帳の申請が進み、現在当センターが把握している労災及び新法による認定者は7名となっている。

山陽断熱の従業員は、クラレの玉島・倉敷・岡山・西条工場等において、3~4名が一組になり、蒸気等のパイプの保温断熱加工作業、管の点検・修理の際の断熱材撤去と復旧の作業を行っていた。パイプに石綿含有保温材を取付けた後、「石綿ダンゴ」(石綿と珪藻土に水を加えて混合した水練り保温材)を、手でつ



かみ取り、保温材の上に大まかに 塗りつけ「上塗り作業」を行い、箇 所によっては二重に塗る場合も あり、下層を塗る「中塗り作業」も 行っていた。

また、石綿含有保温材では、 凹凸のある部分を覆うことができ ないため、それらの部分には石 綿布団 (作成するのも従業員)を かぶせて巻く作業にも従事して いたのである。

元従業員の藤村さん、中川さん、宮嶋さんは石綿肺の中でも一番重篤な「管理区分4」であるとして労災認定されている。また、原告である田邊さんのご主人は、約28年間勤務し肺がんで亡くなられたのであるが、石綿小体の数を測定したところ158,095本/g(乾燥肺)という数字が出てきた。原告で肺がんの治療中の原田さんの肺内からも、石綿小体が32万本も検出されている。こうした事実からも、山陽断熱における保温断熱工事が、いかに高濃度の石綿曝露があったかがうかが

える。

判決では、「山陽断熱は遅くとも旧じん肺法が制定された1960年ごろまでには、石綿の危険性を知ることができ必要な対策を取るべきだった」と、予見可能性と安全配慮義務違反を認め、1億3,200万円の支払を命じた。

一方、クラレについては「原告ら従業員に直接工事の指示を与えたとは認められず、実質的な使用従属関係にあったとはいえない」と退けた。

また、元従業員のうち1人については「損害賠償請求の時効(10年)が成立している」として請求が認められなかった。

裁判において、クラレの社員が 山陽断熱の従業員に作業指示 を行っていた事実を立証したが、 結果的に採用されなかった。クラ レの工場内での粉じん作業にお いて、仕事を受けた山陽断熱の 判断で、局所排気装置を設置し たり散水を行うなどの対応ができ るはずがなく、クラレの責任を強く 求めていたのである。

また、喫煙歴のある肺がん被害者は、損害額が一律10%カットされており、個々の事情等が考慮されていない点も納得がいかない。そして、時効問題についても、石綿関連疾患は遅発性の疾患であり、退職後の発症する等の特異性を考慮せず、10年という年限だけで簡単に切り捨てている点も大いに不満である。

判決後の会見で、原告らは「ク

ラレに責任がないとする判決は つらい」「クラレには逃げられた 気がして、とても残念」「亡くなっ た従業員のためにも、最後まで戦 い抜く」と決意を述べていた。

4月末、原告も山陽断熱も控訴し、闘いは高裁へと移ることとなった。仕事を発注したクラレの責任と時効問題が大きな争点になる。引き続きのご支援をお願いしたい。

(ひょうご労働安全衛生センター)

めましたので、公表します。

検討の結果、1.2-ジクロロプロパンを含む洗浄剤を使った洗浄・払 拭の作業については、「特定化学 物質障害予防規則」の「エチルベンゼン等」と同様に、作業環境 測定の実施、局所排気装置の設 置など、事業者に対する規制が必要とされました。

本報告書を受けて、厚生労働 省では、関係政省令の改正を予 定しています。

なお、既にリスク評価を行った 1,2-ジクロロプロパン、ナフタレン、フェニルヒドラジン以外の「平成 24年度ばく露実態調査の対象物 質」については、平成25年7月頃を 目途に「化学物質のリスク評価検 討会報告書(第2回)」を取りまと め、その結果を踏まえて、健康障 害防止措置の検討を行います。

*www.mhlw.go.jp/stf/houdou/ 2r98520000034cn3.html

1,2DCM特化則規制対象に

厚労省●健康障害防止措置検討会も報告書

2013年6月14日厚生労働省発表

平成25年度「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書(第1回)」を公表~1,2-ジクロロプロパンを規制対象とし、製造・使用者に健康障害防止措置を義務付け~

厚生労働省では、化学物質に よる労働者の健康障害を防止す るため、発がん性などの有害性 が疑われる化学物質のリスク評 価を行っています。

このほど、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」(座長: 菅野誠一郎(独) 労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ部長)を開催し、有害性評価とばく露評価によってリスクが高いと判

断された「12-ジクロロプロパン」について、具体的な健康障害防止 措置の検討を行い、報告書をまと

鋳物労働者がベンゼンに曝露

韓国●金属労組の発がん物質実態調査

■発がん物質に無防備に曝露される鉄鋼労働者/金属労組の調査結果、鋳物労働者がベンゼンに曝露

16日、金属労組は労働環境健康研究所に依頼して、昨年、現代製鉄の仁川、浦項、唐津工場、現代ハイスコの唐津、順天工場、現代BNGスチールなど、労組所属の鉄鋼事業場を対象に実施し

た発がん物質実態調査の結果 を公開した。

調査の結果、現代製鉄仁川 工場で、鋳物を作るために溶け た鉄を注ぐ時、熱分解の産物とし てベンゼンが発生している事実 が確認された。ベンゼンは血液 癌を誘発する1級発がん物質で、 鋳物砂を固めるために使う硬化 剤から発生すると調査された。